

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白河市長

市町村名 (市町村コード)	白河市 (072052)
地域名 (地域内農業集落名)	社 (小松、八幡、中寺、堀之内、河東田、深渡戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 8月 29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・将来的には高齢化が懸念。
- ・現状での後継者不足の問題も抱えており、新たな担い手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米以外に、トマトやニラなどの施設野菜の他、水田を活用し、畑作物(なたね、そば、大豆など)に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	472.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	323.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者が担っていくとともに、集落内の規模拡大意向のある農業者が担っていき、農業者の意向を聞きながら、段階的に集積、集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、段階的に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域外の認定農業者や認定新規就農者も受け入れていく。集落営農組織化や法人化を視野に入れた地域農業の維持を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②③可変施肥田植機などスマート農業の導入を検討し、減肥料や減農薬等に取り組む。
- ⑦多面的機能支払交付金の組織を中心として定期的に情報共有を図り、保全管理に努める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農業用施設の集約化を進める。